平成２２年（フ）第１９７号
広島県府中市高木町345番地
債務者　朝野　和子
1　決定年月日時　平成23年２月７日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月13日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２２年（フ）第４０５号
広島県福山市水呑町4629番地　水呑三新田97－３－２トレソーⅢ、旧住所広島県福山市引野町３丁目18番３号
債務者　柴田　行雄
1　決定年月日時　平成23年２月７日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月13日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２２年（フ）第１３８号
福岡県京都郡苅田町大字集2738番地16
債務者　大村　千恵
1　決定年月日時　平成23年２月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月13日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２３年（フ）第１０号
神奈川県横須賀市久里浜８丁目24番７号
債務者　平野　雅江
1　決定年月日時　平成23年２月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月14日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２２年（フ）第３０７号
青森県中津軽郡西目屋村大字田代字稲元210番地
債務者　平山　智満
1　決定年月日時　平成23年２月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月15日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２２年（フ）第３７４号
神奈川県横須賀市小矢部２丁目21番５―104号
債務者　佐々木　芳
1　決定年月日時　平成23年２月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月15日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２２年（フ）第３８１号
神奈川県横須賀市森崎２丁目１番４号　津金アパート２Ｆ
債務者　鈴木紀代子
1　決定年月日時　平成23年２月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月15日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２３年（フ）第４号
神奈川県横須賀市追浜本町２丁目29番地　市営アパートＪ―302
債務者　角田　　航
1　決定年月日時　平成23年２月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月15日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２３年（フ）第１１号
神奈川県横須賀市三春町６丁目17番地　ヴィラ横須賀Ｂ―302
債務者　高野　直美
1　決定年月日時　平成23年２月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月15日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２３年（フ）第１４号
神奈川県横須賀市汐入町３丁目54番地
債務者　岡本麻由子（旧姓土屋）
1　決定年月日時　平成23年２月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月15日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２３年（フ）第８号
名古屋市名東区高社１丁目190番地　サンローヤル東山Ⅰ　50Ｄ号
債務者　伊藤　喜敬
1　決定年月日時　平成23年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月15日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第８８２２号
大阪府豊能郡能勢町宿野1060番地
債務者　今西　邦彦
1　決定年月日時　平成23年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９６９４号
大阪市東淀川区大桐５丁目15番17号
債務者　岡島　京子
1　決定年月日時　平成23年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９６９７号
大阪市住吉区万代５丁目18番５号
債務者　羽矢　晴江
1　決定年月日時　平成23年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９７３３号
大阪府高槻市城南町３丁目13番18号
債務者　田中　義己
1　決定年月日時　平成23年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９７８１号
大阪府寝屋川市緑町８―４　荒平方、住民票上の住所大阪府富田林市東板持町２丁目10番７号
債務者　田伏浩一郎
1　決定年月日時　平成23年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９８０２号
大阪府吹田市泉町１丁目22番12号
債務者　是洞　仁三
1　決定年月日時　平成23年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部